

民間発案（福岡市②）

市が個別事業を指定した民間発案の募集も行っており、事業化につながっている。

福岡市水上公園活用方策に関する民間発案

都心部の水辺空間を活用した賑わい創出や回遊性の向上を目的に民間活力の導入を検討

- ・事業概要
（施設管理、運営、官民の役割・リスク分担、イベント等）
- ・収支の想定
- ・施設イメージ 等を提案

6案の提案

26.9
民間発案
募集要領配布

26.9 - 10
民間発案概略
提案書の受付

26.9 - 10
事業者との
個別対話

26.10
提案採否
の通知

27.2
事業者の
公募開始

27.6
事業者の
選定

28.7
運営
開始

発案者に対してインセンティブは特段なく、発案者とは異なる事業者が選定

民間発案のメリット

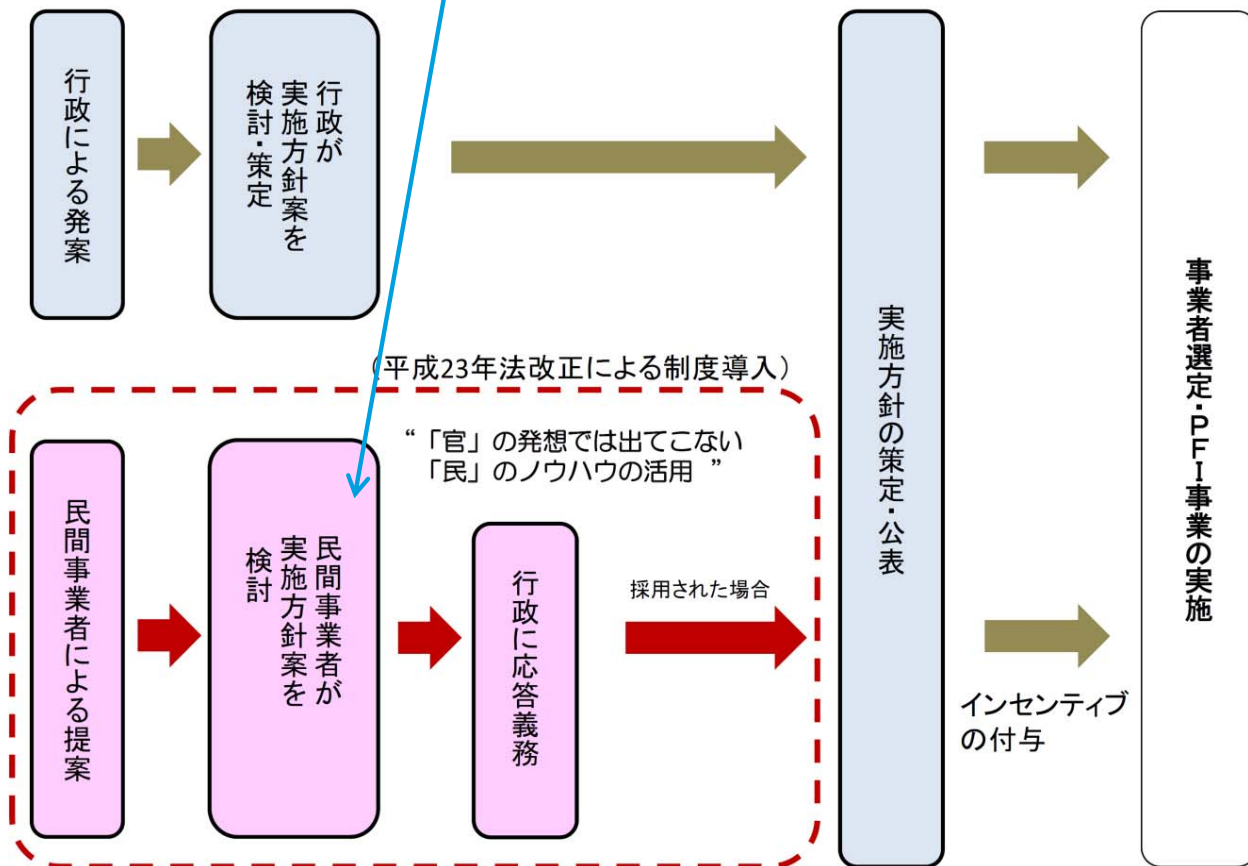
- ・行政では思いつかない民間の経験やノウハウが活かされたアイデアが幅広く集まった。
 - ▶ 飲食施設の設置
 - ▶ ランドマーク性のある建築物の設置
 - ▶ イベントの実施
 - ▶ 観光・都市戦略などの情報発信 など



PFI法に基づく民間提案①

PFI法に基づく民間提案は、作業量が膨大であることから、採用に至ったものはこれまで2件しかない。

民間事業者は、詳細なVFM計算を行う必要があり、作業量が膨大



PFI法に基づく民間提案が採用された事例

- ・岡山県鏡野町
「鏡野町地域情報通信施設整備運営事業」
- ・千葉県睦沢町
「むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業」

わが国における民間提案の変遷

- 民間発案の考え方は、平成11年のPFI法制定時からあった。
- PFI法に基づく民間提案は、平成23年のPFI法改正により創設された。

平成11年7月
PFI法制定

平成23年6月
PFI法改正

民間発案/
民間提案

PFI推進委
員会に
おける
主な動き

民間発案

公共の任意で民間事業者からの事業提案を受け付けるもの。

民間提案

PFI法の手続きに基づき民間事業者が行う事業の提案

- 事業のVFM評価ほか専門的な内容が求められる。
- 公共は受け付けた提案の検討結果を通知する義務を負う。

平成19年11月
真の意味の官民
パートナーシップ

平成22年5月
中間的とりまとめ

平成25年9月
PFI事業実施プロセスに
関するガイドラインの修正

平成26年9月
PFI事業民間提案推進
マニュアル策定

地域プラット
フォーム形成
支援等

・モニタリング・事業促進WG
での議論を踏まえ策定

民間の創意工夫をより生かすため、
制度、運用の見直しが提言された。

民間提案推進マニュアルの策定、地域プラットフォーム形成支援
などの取り組みが進められている。

これまでの議論で指摘された課題

平成26年度のモニタリング・事業促進WGでの議論や、各種文献等で指摘されている民間提案の主な課題は以下のとおり。

民間の負担	<ul style="list-style-type: none">書類の要求レベルが過度。特に「評価の過程及び方法」は負担が大きい。要求レベルが高くと大手企業しか提案できない。
情報開示	<ul style="list-style-type: none">必要な情報が手に入らないので民間提案が進まない。行政が課題を自ら打ち出していくようなことが大切。民間がゼロから提案を立ち上げることは難しい。 重点テーマの設定など提案のきっかけがあれば。
インセンティブ	<ul style="list-style-type: none">ある程度インセンティブがなければ民間事業者は参加しない。提案した結果が随意契約につながるのであれば、それは強いインセンティブとなる。
企業ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none">民間からの提案機会を創出するには秘匿性が問われる。自社ノウハウが的確に保護される仕組みがあってこそ提案できる。

本部会の検討における主な論点（案）

過去の議論や文献等で指摘された課題を踏まえ、民間提案の促進にあたり、検討すべき論点は以下の4点と考える。

論点1：民間事業者の負担軽減

- ・提案にあたって民間事業者の負担を軽減するにはどうすればよいか。

論点2：民間事業者への情報開示

- ・公共側の情報の開示をどのように行えばよいか。
- ・民間事業者にとって必要な情報はどのようなものか。

論点3：適切なインセンティブ付与

- ・インセンティブの付与はどう考えればよいか。

論点4：企業ノウハウの保護

- ・民間事業者の権利やノウハウの保護をどのように行えばよいか。